

「加工食品の原料原産地表示制度」に関する意見

平成 28 年 4 月 27 日
 (一財) 日本消費者協会
 佐伯 美智子

平成 27 年度食品表示法が施行され、基本理念として、食品表示法の施策は、「消費者基本法に規定する消費者政策の一環として、消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、並びに消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者権利であることを尊重する」とある。

食品表示制度の一元化により、より分かりやすい情報の量・質を伴った加工食品の原料原産地表示制度が検討されていることに期待している。

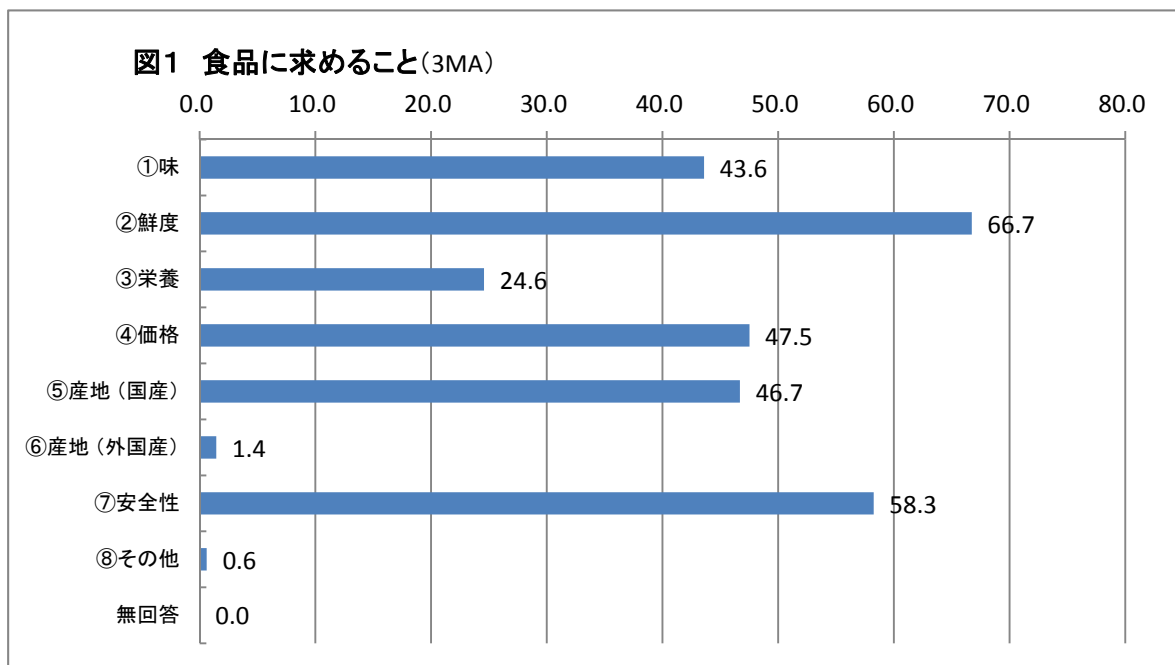
当協会の所属する全国消費者協会連合会では「食に関する消費者調査」(27 年 3 月)を行った。当報告書をもとに、消費者の加工食品の原料原産地表示についての意見の一端を紹介したい。消費者が安心して、信頼して判断して加工食品を利用するためにも、実現可能の範囲について深く検討され、義務付け対象品目が拡大できるよう要望する。

1. 全国消費者協会連合会の会員の調査結果から消費者の意識について報告

(平成 26 年 12 月実施 全国 10 消費者協会・有効回答数 484)

(1) 食品に求めること

鮮度・安全性・価格の順となり、次いで産地(国産)となっている。

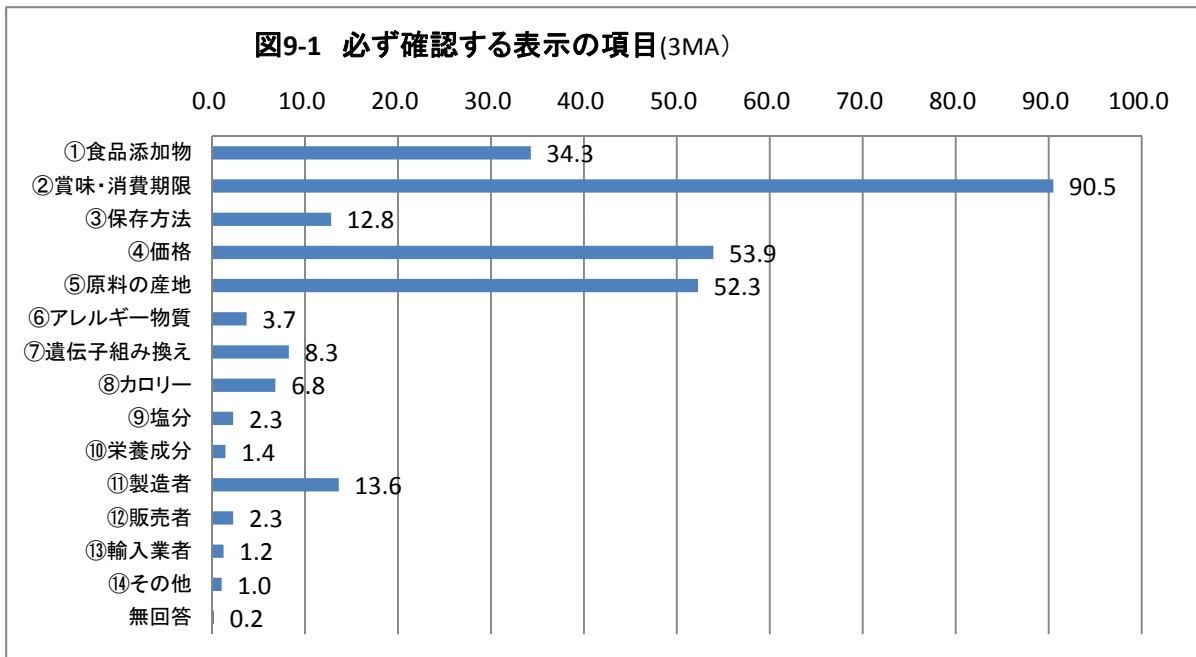


あくまでも推測であるが、消費者の意識としては、鮮度・安全性を求める割合、並びに国産を選択した割合の高さをみると、安全性についての数値的な裏付けよりも感覚的に国産を求めることにつながっているのではないかと考えられる。

(2) 必ず確認する表示の項目と信頼

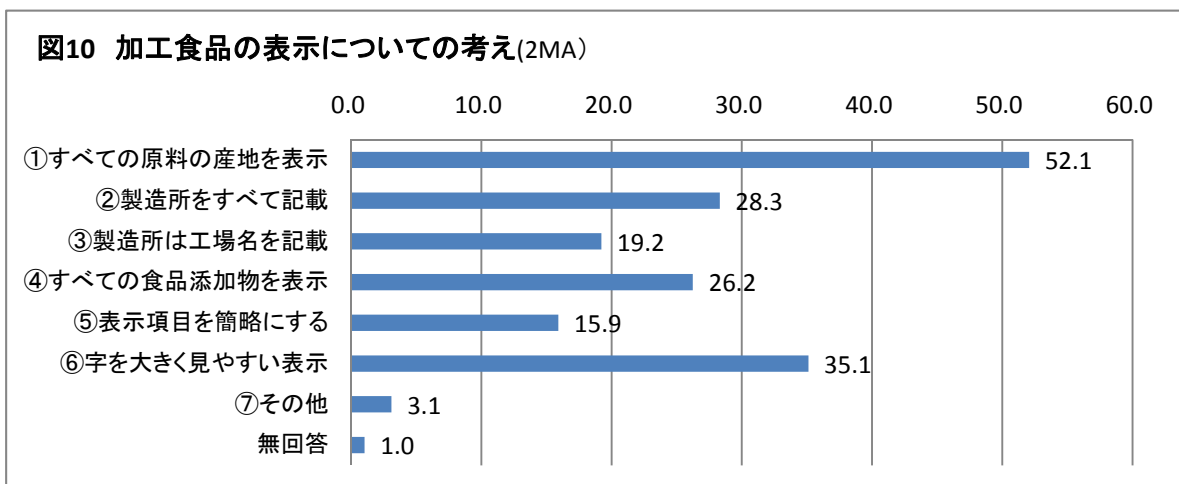
グラフの掲載は省略したが、「表示の確認の有無」について尋ねた項目では、「必ず確認する」が34%、「おおむね確認する」40%、「ときどき確認する」21%とほとんどが表示を確認している。

「必ず確認する項目」としては、以下のグラフの通り「賞味期限・消費期限」が91%、次いでほぼ同割合で「価格」、「原料の産地」となっている。また、「表示への信頼度」について聞いた項目では「信頼している」13%、「おおむね信頼」77%、と合わせて約9割が信頼している。



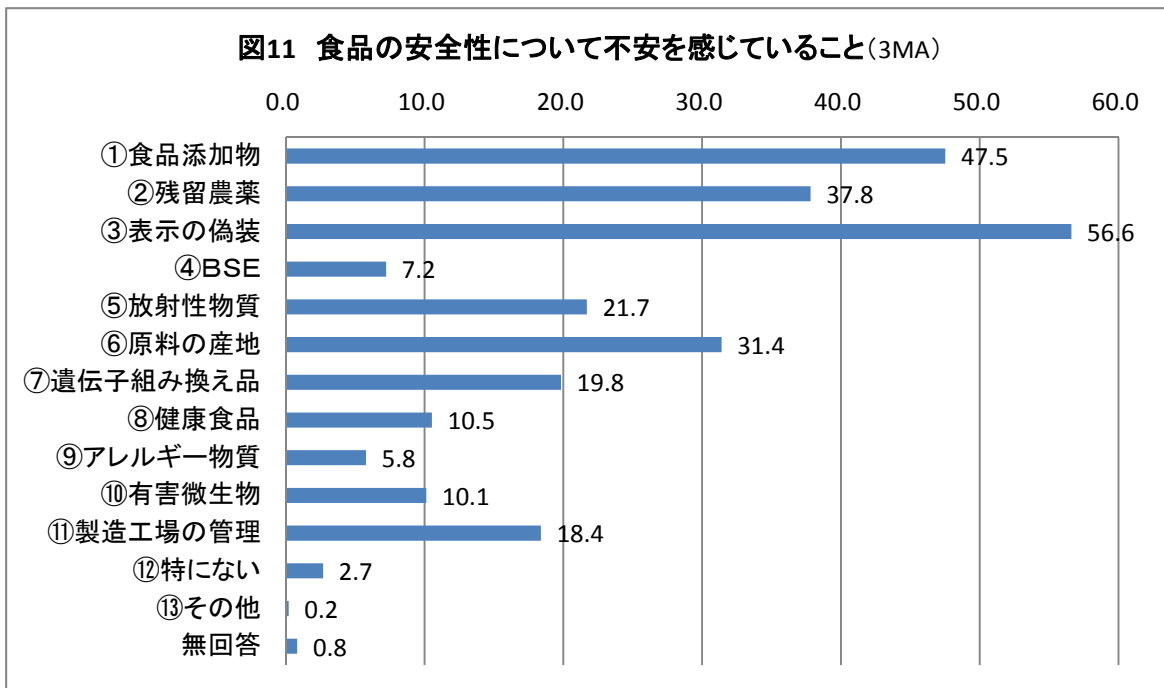
(3) 加工食品の表示について

「加工食品の表示」についての項目では「すべての原料の産地の表示を望む」割合が52%で加工食品の原料原産地表示を望む声は大きい。次いで「字を大きく見やすく」とある。高齢者にとって表示の読みにくさは常に言われていることではあるが、スペース等の制約を加味すれば、矛盾する場合も生じかねない。表示者の創意工夫を求めたいところである。また、自由記載の文には、「すべての原料産地の表示は現実的ではない。QRコードの表示で追跡できるような仕組みを」「品物に表示がなくても、検索できるように」との意見もあった。



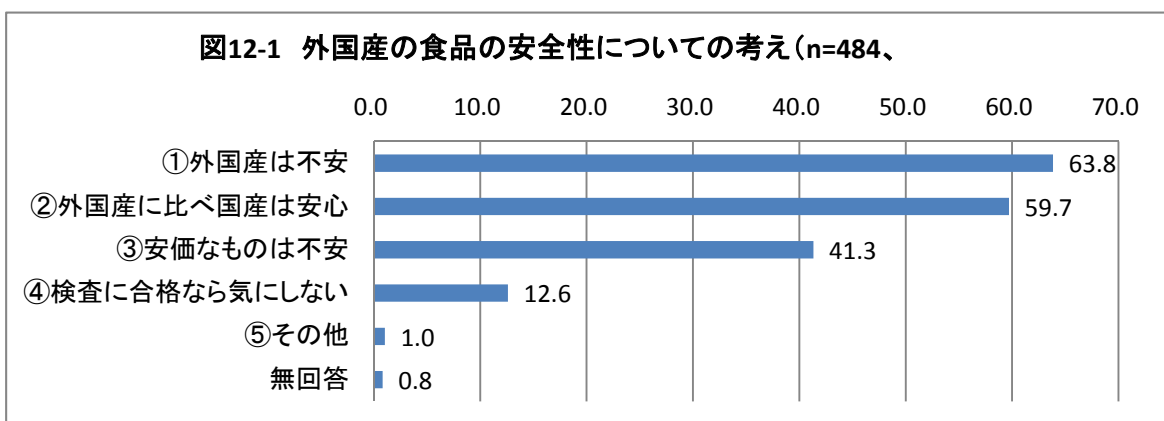
(4) 食品の安全性について

安全性について不安を感じていることは、「表示の偽装」「食品添加物」「残留農薬」、次いで「原料の産地」が31%あげられている。



(5) 外国産の食品の安全性について

①「外国産の原材料や加工食品は不安」が64%、②「外国産の原材料や加工食品に比べ、国産は安心」が60%と高率で、③「安価な調理済み食品や弁当は原料原産地がわからないので不安」が41%となっている。また、④「外国産でも生産方法の確認や検疫での検査に合格したものであれば気にしない」も13%となっている。



これらの数字から消費者にとって、外国産に対して、生産地の事情や生産工程、さらに検疫がどのように行われているのか等の情報が不足していることもあり、「国内産は安心」、「外国産は不安」につながっているものと思われる。

(6) 自由意見の中から加工食品、表示についてのみ抜粋

- ① 表示は最小限でシンプルに。必要な情報を絞り込み、見やすく。
- ② 加工食品はすべて原材料の産地を記載すべき。
- ③ 加工食品の素材の原産国がわからなくなっているのは不安。
- ④ 外食産業での原材料・原産国は必要。
- ⑤ 表示項目は人により関心ごとが違う。インターネットで確認できるとよい。

2. 上記アンケート等を基に加工食品の原料原産地の表示制度に求めること

(1) 原料原産国表示の要件を緩和し、品目の拡大を要望する。

現在の要件は「①原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく影響されると一般的に認識されている品目のうち、②製品の原材料のうち、単一の農畜産物の重量割合が50%以上である商品」とある。

消費者は購入時に原料原産地の表示に敏感であり、すべての原料の原産地表示を求める声もある。しかし、「すべての原材料」では、製造業者の大小、安定供給の観点から、また、コストに影響することでは消費者の利益が図られるとは言えず、実現は難しいと考えられる。

そこで、義務表示対象品目については、現在の2要件に該当する品目の拡大を検討するよう要望する。さらに、「輸入品」とのおくくりの表示ではなく、生産調整等で輸入国が変わる場合も想定し複数の国からの輸入する場合は、それらの国名の表示義務付けを要望する。

(2) きめ細かい情報提供を要望

消費者の表示に求める情報にはそれぞれの立場での軽重の差はある。命に係わる必須のアレルギー表示などは別とし、多岐にわたる情報を細かい文字で表示されて、読まれなければ意味をなさない。高齢者の増加に対応するためにも、できるだけ文字のポイントを大きく理解を助ける表示であってほしい。

また、インターネット利用は増えていることから、メーカーのホームページにアクセスすれば、知りたい情報が簡単に得られるよう積極的な情報開示を要望する。

(3) 表示は責任を持てる正しい情報を要望

食品偽装に関しては、食品業界全体への疑心暗鬼につながる問題であるとともに、前に述べたとおり、消費者は表示内容に関して、9割が「信頼」「おおむね信頼」していることを裏切る行為である。偽装表示が安全性につながることでなくても、消費者は「安心」につなげて考えてしまいがちである。表示されていれば、よいとするだけではなく、責任もてる範囲、内容の表示を要望する。

以上